

## 佐賀県滞納整理推進機構が 設立されました

佐賀県と県内17市町が共同して、個人住民税（市県民税）等の滞納額を減らすため、差押等の滞納整理に取り組む組織として、「佐賀県滞納整理推進機構」を平成21年4月1日に発足しました。

### 実施体制

滞納整理の実働班として、県に滞納整理特別対策室を設置。県内を東部地区班と西部地区班に分けて、参加市町と佐賀県が職員を派遣し、相互併任方式で滞納事案を処理します。

#### ○東部地区班に属する市町

多久市・小城市・神埼市・上峰町・みやき町・吉野ヶ里町

#### ○西部地区班に属する市町

唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・玄海町・有田町・大町町・江北町・白石町・太良町

### 業務計画

市町が抱える個人住民税の滞納者に対し、各市町が滞納整理推進機構への引継ぎ予告書を送付します。納税に応じなかった人に対しては、7月から機構が差押等の滞納処分を行うことになります。（市町が独自に行う場合もあります）

個人住民税を滞納している、納付が遅れているからといって、直ちに機構に引き継がれるわけではありません。特別な事情等で納付が遅れている場合は、お早めに税務課までご相談ください。

■問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115

7月1日から

## 暴力団事務所等開設防止条例が施行されます

「佐賀県暴力



団事務所等の開設の防止に関する条例」が、今年7月1日から施行されます。

この条例は、不動産の取引に関し、県民や不動産所有者等、県および市町の責務を明らかにして、暴力団事務所等の開設を防止することです。

条例の概要は次のようになっています。

- 今後、不動産所有者や取引を行う者は
- ① 不動産取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努める。
  - ② 不動産取引に際しては、契約の内容容として、暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、催告をせずに契約解除や買戻しができる旨の定めを設けるように努める。
  - ③ 不動産取引後、暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、契約解除や買戻しをするように努める。

県民・県・市町は

- ① 県民は、県、市町が行う暴力団事務所等の開設を防止するための施策に協力するよう努める。
- ② 県は、暴力追放運動推進センターと連携し、不動産所有者等に対する支援を行う。
- ③ 市町は、県と連携協力し、必要な施策の実施に努める。

### ■問い合わせ

佐賀県警察本部刑事部  
組織犯罪対策課 ☎24-11111  
佐賀県経営支援本部総務法制課  
☎25-77002

## 新型インフルエンザ 対策本部からのお知らせ

多久市では5月11日に「新型インフルエンザ対策本部」を設置しました。新型インフルエンザへの感染予防対策等については、国や県の方針を受けて、適切に対応いたします。

### 市民のみなさまへ

- 基本は、感染予防です。そのため手洗い・うがい・マスクの着用を徹底しましょう。
- 豚肉は、食べても大丈夫です。（食材からの感染の恐れはありません）
- 熱があると思ったら、迷わず、外出せず、発熱コールセンターにお電話ください。

発熱コールセンター（24時間受付）

☎0120-82-1025

### ■問い合わせ

新型インフルエンザ対策本部  
☎75-21112（総務課行政係）